

公立大学法人熊本県立大学業務方法書

（目的）

第 1 条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項及び公立大学法人熊本県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成 18 年熊本県規則第 32 号）の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第 2 条 法人は、法第 26 条第 1 項の規定により中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、公立大学法人熊本県立大学定款（以下「定款」という。）第 24 条に規定する業務（以下「業務」という。）の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（業務の委託）

第 3 条 法人は、業務の効果的かつ効率的な運営に資すると認めるときは、公立大学法人熊本県立大学定款に規定する業務の一部を委託することができる。

（委託契約）

第 4 条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

（競争入札その他契約に関する基本事項）

第 5 条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規則で定める場合は、指名競争入札又は随意契約によることができるものとする。

（その他）

第 6 条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、熊本県知事の認可のあった日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。